

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例（昭和54年条例第1号）の一部を次のように改正する。

「市民部		「市民環境部		
子育て支援部		子ども未来部		
第1条の表中	福祉部	を	地域福祉部	に改める。
	環境部		健幸いきいき部	
	都市建設部	」	まちづくり部	」

第2条の表企画財政部の項第5号を削り、同表総務部の項第2号中「、財産及び契約」を「及び財産」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 契約及び検査に関すること。

第2条の表市民部の項中「市民部」を「市民環境部」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同項第7号中「文化振興」を「環境及び公害」に改め、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 廃棄物の処理及びリサイクルに関すること。

第2条の表子育て支援部の項中「子育て支援部」を「子ども未来部」に改め、同項第3号を削り、同表福祉部の項中「福祉部」を「地域福祉部」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同表環境部の項を次のように改める。

健幸いきいき部

(1) 高齢者福祉に関すること。

(2) 介護保険に関すること。

(3) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。

(4) 保健及び医療に関すること。

第2条の表都市建設部の項中「都市建設部」を「まちづくり部」に改め、同項第1号中「及び地域整備」を「、地域整備及び土地地区画整理」に改め、同項第2号中「交通対策」を「公園及び都市緑化」に改め、同項第3号中「、公園」を削り、同項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 交通対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(東大和市交通安全対策審議会設置条例の一部改正)

2 東大和市交通安全対策審議会設置条例（昭和37年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市都市計画審議会条例の一部改正）

3 東大和市都市計画審議会条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市環境保全審議会条例の一部改正）

4 東大和市環境保全審議会条例（昭和47年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条中「環境部」を「市民環境部」に改める。

（東大和市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）

5 東大和市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部」を「健幸いきいき部」に改める。

（東大和市下水道使用料審議会条例の一部改正）

6 東大和市下水道使用料審議会条例（平成6年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部」を「まちづくり部」に改める。

（東大和市地域福祉審議会条例の一部改正）

7 東大和市地域福祉審議会条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条中「福祉部」を「地域福祉部」に改める。

（東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の一部改正）

8 東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条中「市民部」を「市民環境部」に改める。

（東大和市子ども・子育て支援会議条例の一部改正）

9 東大和市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子育て支援部」を「子ども未来部」に改める。

令和3年第4回定例会
第 号議案資料

東大和市組織条例の一部を改正する条例

東大和市組織条例第2条 (分掌事務) 新旧対照表

現行	改正案
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 市政一般の企画調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 秘書及び交際に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 広報及び広聴に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 予算及び財政に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>検査に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 儀式、褒賞、表彰及び統計に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>用地、財産及び契約</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>議会、文書及び法規</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>情報システム及び情報化推進</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>職員</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) <u>消防、災害対策及び防犯</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>他の部に属さないこと。</u></p> <p>市民部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>税</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>商工業、農業及び観光</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>コミュニティ及び消費生活</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) <u>男女共同参画</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>文化振興</u>に関する<u>こと。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画財政部</p> <p>(1) 市政一般の企画調整に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 秘書及び交際に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 広報及び広聴に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 予算及び財政に関する<u>こと。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 儀式、褒賞、表彰及び統計に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>用地及び財産</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>契約及び検査</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>議会、文書及び法規</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>情報システム及び情報化推進</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) <u>職員</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>消防、災害対策及び防犯</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) <u>他の部に属さないこと。</u></p> <p>市民環境部</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>税</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>商工業、農業及び観光</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) <u>コミュニティ及び消費生活</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) <u>男女共同参画</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) <u>環境及び公害</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) <u>廃棄物の処理及びリサイクル</u>に関する<u>こと。</u></p>

子育て支援部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 保育に関すること。
- (3) 青少年に関すること。

福祉部

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉及び介護保険に関すること。
- (3) 生活保護に関すること。
- (4) 障害者福祉に関すること。
- (5) 保健及び医療（後期高齢者医療を除く。）に関すること。

環境部

- (1) 環境、公害及び都市緑化に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及びリサイクルに関すること。

都市建設部

- (1) 都市計画及び地域整備に関すること。
- (2) 交通対策に関すること。
- (3) 道路、橋りょう、河川、公園その他の土木に関すること。
- (4) 建設及び営繕に関すること。
- (5) 下水道に関すること。
- (6) 土地区画整理に関すること。

子ども未来部

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 保育に関すること。

地域福祉部

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。

健幸いきいき部

- (1) 高齢者福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (4) 保健及び医療に関すること。

まちづくり部

- (1) 都市計画、地域整備及び土地区画整理に関すること。
- (2) 公園及び都市緑化に関すること。
- (3) 道路、橋りょう、河川その他の土木に関すること。
- (4) 交通対策に関すること。
- (5) 建設及び営繕に関すること。
- (6) 下水道に関すること。

令和4年4月1日付け組織改正案（現行との比較）

現行（令和3年4月1日）		改正案（令和4年4月1日）	
部	課	部	課
議会事務局	次長	議会事務局	次長
企画財政部	企画課	企画財政部	企画政策課
	副参事（総合計画担当）		
	副参事（総合戦略推進等担当）		総合戦略推進担当課長
	副参事（行政改革推進担当）		行政改革推進担当課長
	公共施設等マネジメント課		公共施設等マネジメント課
	秘書広報課		秘書広報課
	財政課		財政課
	検査担当		
総務部	総務管財課	総務部	総務管財課
			契約検査課
	文書課		文書課
	情報管理課		デジタル政策課
			デジタル推進担当課長
	職員課		職員課
総務部参事 （防災安全課長事務取扱）	防災安全課	総務部参事 （防災安全課長事務取扱）	防災安全課
市民部	市民課	市民環境部	市民課
	保険年金課		
	課税課		課税課
	納税課		納税課
	産業振興課		産業振興課
	副参事（観光推進担当）		
	地域振興課		地域振興課
			環境対策課
子育て支援部	子育て支援課	子ども未来部	子育て支援課
			子ども家庭支援センター
	保育課		保育課
	副参事（狭山保育園長事務取扱）		副参事（狭山保育園長事務取扱）
	副参事（子ども・子育て支援施策推進担当）		
	青少年課		

福祉部 福祉部参事 (高齢介護課長事務取扱)	福祉推進課	地域福祉部	福祉推進課	
	高齢介護課			
	副参事(高齢者施策推進担当)			
	生活福祉課		生活福祉課	
	障害福祉課		障害福祉課	
			健幸いきいき部	地域包括ケア推進課
				介護保険課
	健康課			保険年金課
	健康推進課			
			新型コロナウイルス感染症対策担当課長	
環境部	環境課			
	ごみ対策課			
都市建設部	都市計画課	まちづくり部	都市づくり課	
	副参事(公共交通・住宅等担当)		まちづくり推進担当課長	
	土木課		土木公園課	
			道路交通課	
	建築課 (学校教育部副参事(教育施設担当)兼任)		建築課 (教育部教育施設担当課長兼任)	
下水道課	下水道課			
会計管理者 (会計課長事務取扱)	会計課	会計管理者 (会計課長事務取扱)	会計課	
学校教育部 学校教育部参事 (教育指導課長事務取扱)	教育総務課	教育部 教育部参事 (教育指導課長事務取扱)	教育総務課	
	副参事(教育施設担当) (都市建設部建築課長兼任)		教育施設担当課長 (まちづくり部建築課長兼任)	
	教育指導課		教育指導課	
	副参事(統括指導主事)		指導担当課長(統括指導主事)	
	給食課			
社会教育部	社会教育課		青少年課	
	中央公民館		生涯学習課	
	中央図書館		中央公民館	
			中央図書館	
	選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局		監査委員事務局	

※副参事と主査の呼称については、担当業務等の明確化を図るため、令和4年度から担当課長と担当係長に変更する予定です。